

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成24年6月22日（平成24年6月25日受付）

請 求 内 容：平成19年4月1日から平成21年3月31日の名張市小中学校長会議の会議録

実施機関の処分：平成24年6月26日付名教学教第957号（不存在決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関は、名張市小中学校長会は任意団体であり、市内小中学校長会議は意思決定の場ではなく、教育委員会が教育長の下に会議を開催し、小中学校長に伝達をしている場である。会議としてよりも、一方的に伝達する付議であるため、会議録の作成はしていない。よって、該当する公文書は存在しないというものである。

4 異議申立て理由

実施機関は、名張市小中学校長会は任意団体のため、会議録は存在しないと回答しているが、当時の名張中学校の校長は、勤務時間に定期的に出張として名張市小中学校長会議に出席している。よって、任意団体の会議ではなく、公的な会議であると考えられる。

したがって、会議録は作成し、保存する義務が発生し、情報公開条例に従い公開されるべきである。

さらに、異議申立人が勤務していた間、朝の打ち合わせ等で名張市小中学校長会議で話し合われた内容であることを緊急に指導、徹底され、名張市小中学校長会議の会議録が回覧で全教職員に廻ってきており、実際に会議録を見たので、会議録を作成していないので存在しない

という決定は失当であることから、公開するよう申し立てたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

### (2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取を行い、事実確認を行ったところ、名張市小中学校長会は公的な意思決定をする機関でないことを確認した。また、市内小中学校長会議については、教育委員会が招集し開催する会議ではあるが、教育委員会が市内小中学校校長に対し付議事項を一方向的に伝達する会議であることを確認した。したがって、当然、議事録が存在しないことも首肯できるものであり、不存在という説明を覆す事実は見当たらず、実施機関の不存在決定は止むを得ないものと判断する。

したがって、実施機関の行った決定は妥当といわざるを得ない。

### (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の意見

当審査会の判断は以上であるが、市内小中学校長会議は、教育委員会が市内小中学校長を招集し付議事項を伝達する場であるため、会議録が存在しないとしても、会議の内容を示した事項書等が存在するのであるから、実施機関は、情報公開請求に対応するに当たり、異議申立人が求めている文書の特定においてその内容の確認を尽くすべきであり、この点において改善の余地があると考えます。

## 7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 7月 2日	諮問書受理
平成24年11月19日	第56回名張市情報公開審査会 審査
平成24年12月12日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 1月21日	第57回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 3月 4日	第59回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 5月13日	第60回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取

## 8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕 一 郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員